

「地域福祉コーディネーター」の文言等についての整理（案）

○現在の県の定義

平成14年の県社会福祉審議会の答申を受け、「地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材」を総称して「地域福祉コーディネーター」としている。

○課題

市町村及び市町村社協への調査及び意見交換の結果から、課題は次のとおり。

- ・「地域福祉コーディネーター」の定義や対象も市町村によって異なる。
- ・県の「地域福祉コーディネーター」の定義は、県民の抱くイメージと異なる。（専門職としてのイメージが強い）
- ・県内でも市町村によって、コーディネーターの名称はさまざまである。

（例）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

相談支援包括化推進員

ふれあい相談員

地域交流コーディネーター

地域ふくしサポーター

○考慮すべき点

- ・新たに県の地域福祉コーディネーターの定義を変更することは、これまでの経緯や現在の市町村の取扱いから支障が生じる可能性がある。
- ・すでに、コーディネーター職が多々ある中において、更に地域福祉コーディネーターを新たに定義しなおし、位置付けることは混乱を生じさせる可能性がある。

○方向性案

- ①地域福祉コーディネーターを総称とするこれまでの定義は変更せず、その定義に結びつきイメージしやすい名称を「地域福祉コーディネーター」に併記（括弧書き等）する。

〔例〕地域福祉コーディネーター（「我が事」まちづくり推進員）

※参考 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

- ②地域で活動する人材、個人を「地域福祉コーディネーター」と呼ぶということに加え、地域住民、専門職や行政等も含め、「チームで支え合う」という考えをより強めていく。